

日本銀行 決済システムフォーラム ご説明資料

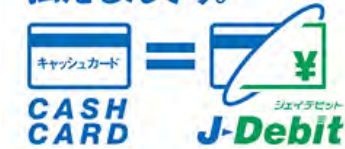
J-Debitサービスの最近の状況について



2011年12月15日
日本電子決済推進機構
日本デビットカード推進協議会

J-Debit サービスについて

キャッシュカードでも
払えるんです。



J-Debit サービスの概要

- J-Debit (ジェイデビット) とは、お手持ちのキャッシュカードをそのまま使ってお店などで代金の支払いができる即時決済サービスです。
- 国内の殆どの金融機関 (約1,200行) が発行するキャッシュカード (約4.1億枚以上) がJ-Debit サービスを利用可能です。
- 日本では、「デビットカード」はJ-Debitの代名詞になっています。
- 海外では「デビットカード」(debit card) は、1取引毎に銀行の口座から (即時に) 引き落とされる決済サービスの総称名です。

J-Debit サービス10年の歩みと成果

1990年代に「銀行POS」の呼称で各金融機関が独自に同様のサービスを提供してきましたが、金融ビッグバンに伴う規制緩和の流れの中で、1997年、大蔵省の「機械化通達の廃止」によりサービス統合の土壌が整いました。2000年3月にJ-Debitとして全国サービスを開始し、10年を経過したJ-Debitの成果として以下の点があげられます。

1. 金融機関のキャッシュカードをそのまま利用する日本標準のデビットカードサービスとして提供できた。(H12年)
2. 全業態の金融機関が参加する日本初の大規模な決済管理システムとして、加盟店と金融機関の間の決済処理を集中管理する「クリアリングセンター」を設立し、日本標準を確立した。(H11年)
3. クレジットカードとJ-Debitの共用決済端末の形態をとることを可能とし、加盟店の負担を軽減しつつ早期に導入を促進することができた。(H12年)
4. 全銀協ICキャッシュカード標準仕様に準拠したICキャッシュカード対応端末仕様を制定し、セキュリティの高いICキャッシュカードをJ-Debitで利用することを可能とした。
(H14年制定、H21年EMV4.2対応改定→H24年発行金融機関の基本形対応)
5. 地方公共団体や政府機関の公金納付に対応した「J-Debit納付方式」の枠組みを導入した(H22年)

J-Debit サービスのまとめ

J-Debit サービスの概要

J-Debit(デビットカード)とは、国内の殆どの金融機関(約1,200行)が発行するキャッシュカード(約4.1億枚)がそのまま、日本全国の加盟店(約33万ヶ所以上)においてご利用できるキャッシュレスな即時決済サービスです。

発行金融機関 **約1,200行**



キャッシュカード
約4.1億枚



利用者のメリット

- ・事前手続不要^(注)(**キャッシュカードがそのまま使える**)
- ・**利用手数料不要**(金融機関の営業時間外も)、
- ・**入会金、年会費不要**
- ・現金引出時間不要、大金の持ち歩き不要
- ・預貯金残高範囲内での利用
- ・通帳の支払履歴活用 (通帳を家計簿代わりに)

加盟店のメリット

- ・**加盟店手数料がクレジットカードに比べ低い** (特に高額帯)
- ・**確実かつ迅速な代金回収** (直接加盟店の場合:3営業日以降)
- ・クレジットカードを持ってない(持たない)顧客層の取込み
- ・販売機会の確実な捕捉 (現金持合せのない顧客を逃さない)
- ・レジ省力化、現金取扱処理軽減、現金事故防止
- ・端末が基本的にクレジットカードとJ-Debitの共用である

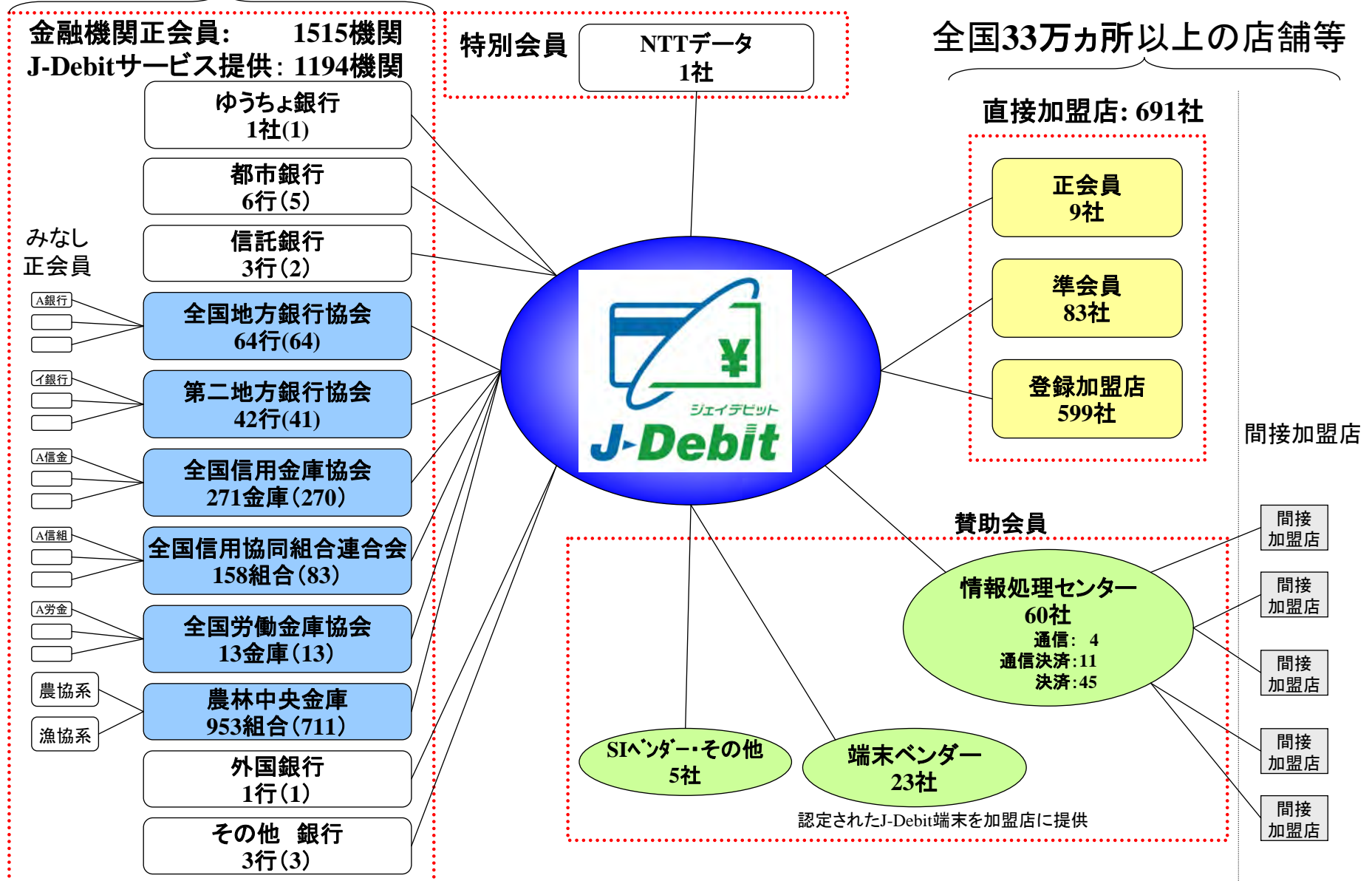
(注)一部の金融機関ではJ-Debit利用に際し事前申請が必要です。



日本デビットカード推進協議会の会員構成

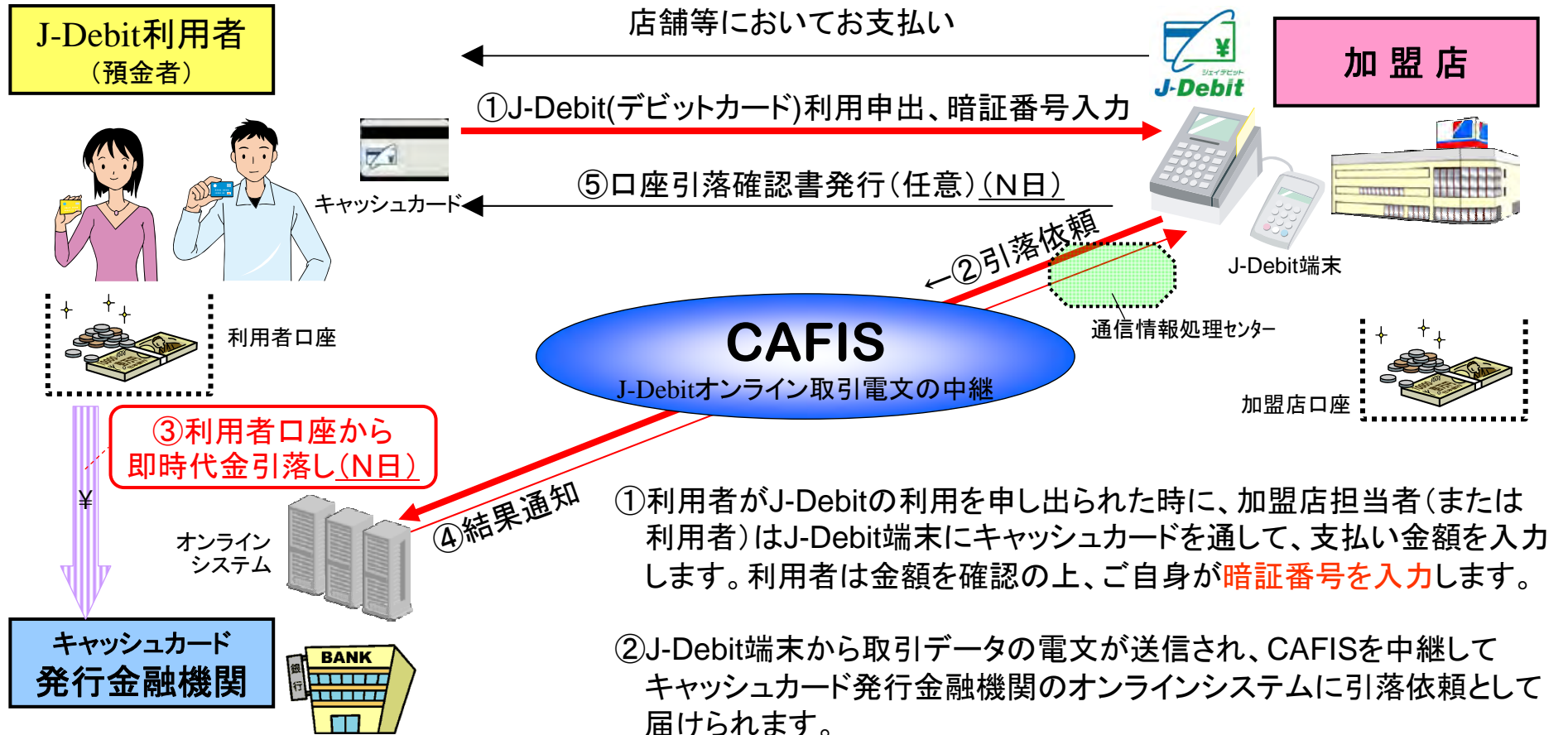
2011年11月現在

4.1億枚のキャッシュカード



()内はJ-Debitサービス提供金融機関数

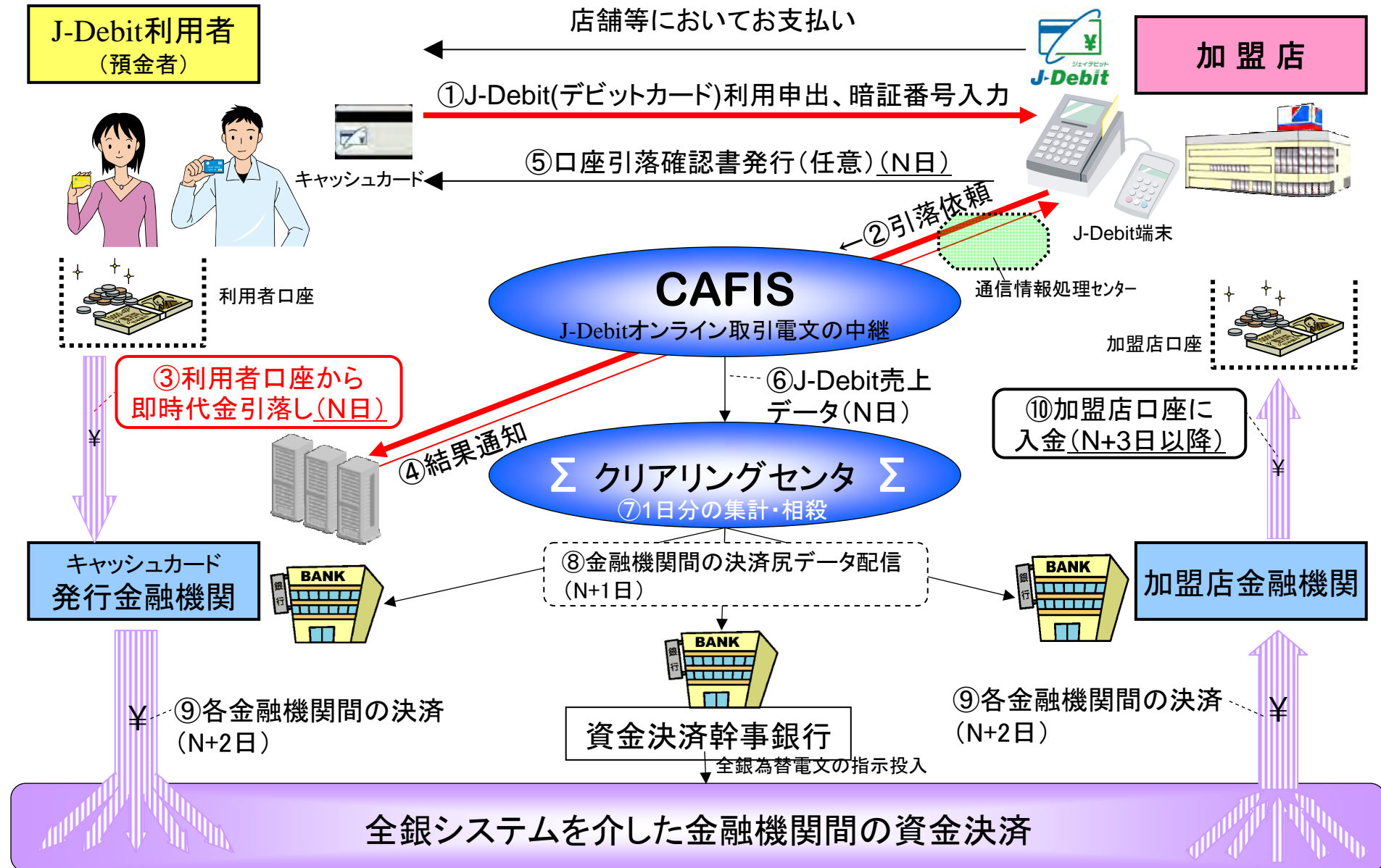
J-Debit 決済の概要 (1/2) ~利用者口座からの代金引落まで~



- ①利用者がJ-Debitの利用を申し出られた時に、加盟店担当者(または利用者)はJ-Debit端末にキャッシュカードを通して、支払い金額を入力します。利用者は金額を確認の上、ご自身が**暗証番号**を入力します。
- ②J-Debit端末から取引データの電文が送信され、CAFISを中継してキャッシュカード発行金融機関のオンラインシステムに引落依頼として届けられます。
- ③発行金融機関は、利用者口座情報と暗証番号を照合の上、取引金額が残高の範囲内などの条件を満たしていれば、**利用者口座から即時に引落されます**。
- ④発行金融機関は、利用者口座から引落しが完了したなどの結果を、加盟店のJ-Debit端末に向けて応答電文を返します。

→ :データの流れ
 ⇨ :お金の流れ

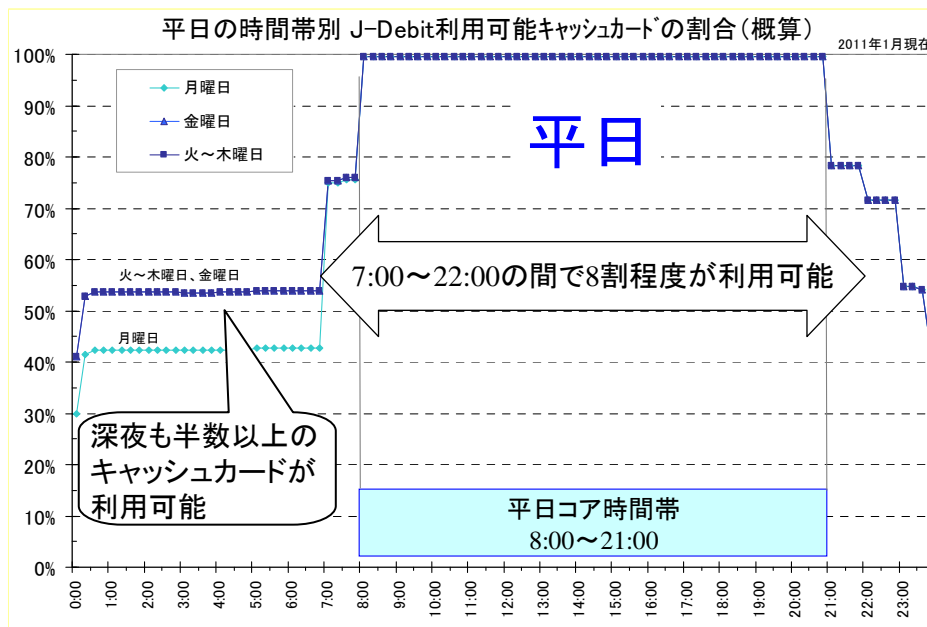
J-Debit 決済の概要 (2/2) ~加盟店口座への入金まで~



→ : データの流れ
 ⇨ : お金の流れ

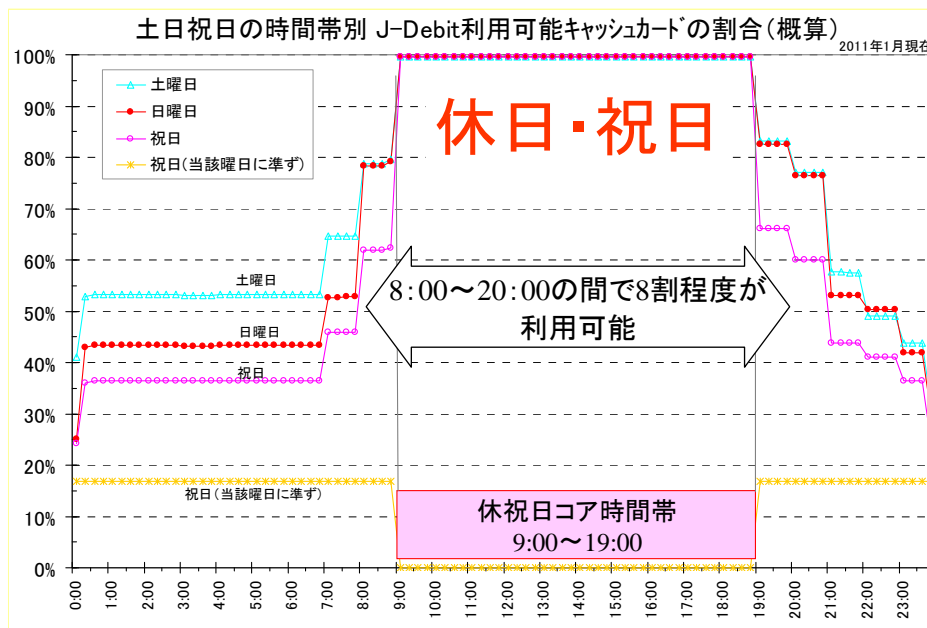
(注) CAFIS及びクリアリングセンタはNTTデータが提供するサービスです。

J-Debit 利用可能時間帯の状況



J-Debitサービスは、リアルタイムに即時引落しする特徴から、各金融機関のオンラインシステムの運用時間帯のみ利用可能という制約があります。このため、全金融機関がJ-Debitサービスを運用しなければならない「コア時間帯」を規定しています。

コア時間帯以外の深夜・早朝などの時間帯においても、金融機関がオンラインシステムの稼働時間の延長や24時間化を進めている結果、年々改善されています。



ご利用者が実際に使用されるキャッシュカードのJ-Debit利用条件は、協議会ホームページの金融機関検索サービスとして詳細情報を提供しています。

↓
各金融機関の以下の情報が掲載されている。

- ・利用可能限度額
- ・利用可能時間帯

(注)利用可能キャッシュカードの総数4.1億枚に対する概算割合

加盟店のメリット



- 加盟店手数料がクレジットカードに比べ低く有利です。（特に高額帯）
- 確実かつ迅速な代金回収が可能です。（直接加盟店の場合、3営業日以降に入金と回収が速い）
- クレジットカードを持ってない高齢・若年層や持たない堅実な顧客層を取込みます。
- 端末がクレジットカードとJ-Debitの共用で効率的です。（端末導入コストの低減と省スペース）
- 販売チャンスを逃しません。（現金持合せのない顧客の確実な捕捉）
- レジの省力化、現金取扱事務の軽減と現金事故防止が図れます。（省力化とリスク対策）

J-Debit を活用している業種・加盟店

- 家電量販店 ... 手数料が低い点を、現金並みのポイント付与により利用者へ還元
- 生命保険・損害保険 ... 初回契約金の支払いをキャッシュレス化
- B2B取引 ... 高額取引が可能な特性を活かし、仕入れ代金等の支払いに利用

主な業種と代表的な加盟店

- 家電量販店 ... ビックカメラ、ヨドバシカメラ、ヤマダ電機、上新電機、ケーズデンキ、100満ボルト、デオデオ、PC DEPOTなど殆どのお手家電量販店
- 百貨店 ... 西武、大丸、松坂屋、小田急、東武、京王、阪急、名鉄、井筒屋、鶴屋、伊予鉄高島屋、福屋など
- 生命保険・損害保険 ... 日本生命、第一生命、住友生命、三井住友海上など
- 宅配代引き ... クロネコヤマト、佐川急便
- その他、ショッピングセンター、病院、各種学校、飲食店、タクシーなど幅広い業種



利用者のメリット

J-Debitは「キャッシュカード」がそのまま使えることから、

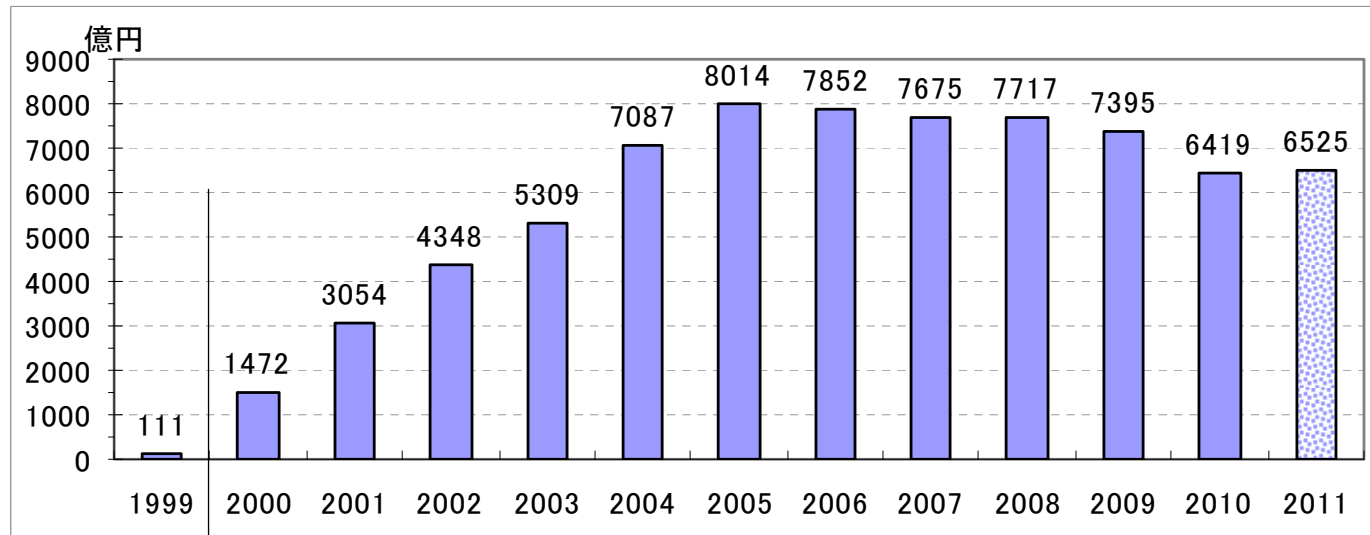
- **事前手続きが不要**です。(注:一部の金融機関ではJ-Debit利用に際し事前申請が必要です。)
- **利用手数料が不要**です。(金融機関の営業時間外も利用でき、ATM手数料も必要ありません)
- **入会金、年会費が不要**です。
- ATMで現金を引出す時間・手間がかからず、大金の持ち歩かずに済み安心です。
- 預貯金口座の残高範囲内のため、使い過ぎることがありません。
- 通帳に取引毎の支払履歴の記録が残ります。→通帳を家計簿代わりに活用できます。

J-Debit 利用者の課題

- 一般消費者のJ-Debitの認知率84.8%、利用率20.5%と年々向上してきていますが、依然として、「デビットカード」という別なカードを作る必要があると誤認している利用者がいます。(2010年インターネット調査)
- キャッシュカード1枚当たりの年間利用率は 3.2%と、クレジットカードや電子マネーに比べて低い状況です。
- 利用者の加盟店での支払手段の大半は依然として「現金」であり、J-Debitの潜在需要はまだまだ相当あると認識しています。

J-Debit 年間取引金額・件数の推移

取引金額
の推移：

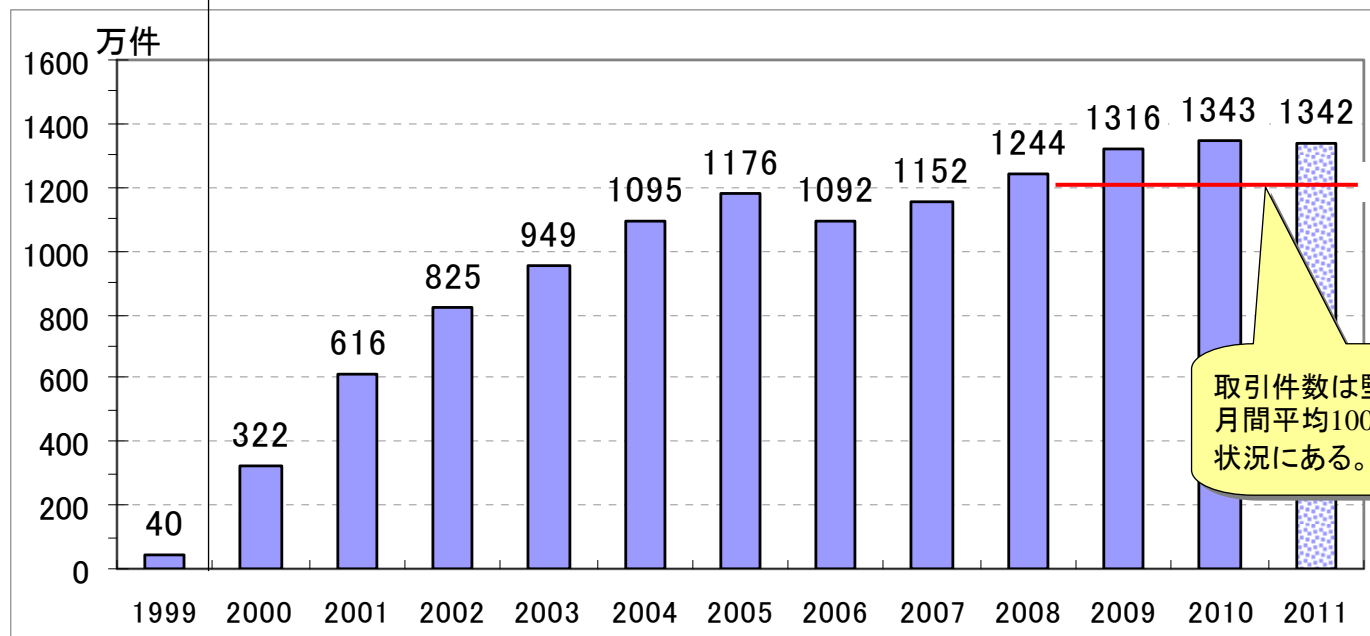


→2000年3月～全国サービス開始

↑2006年預金者保護法施行

※2011年は
見込み値

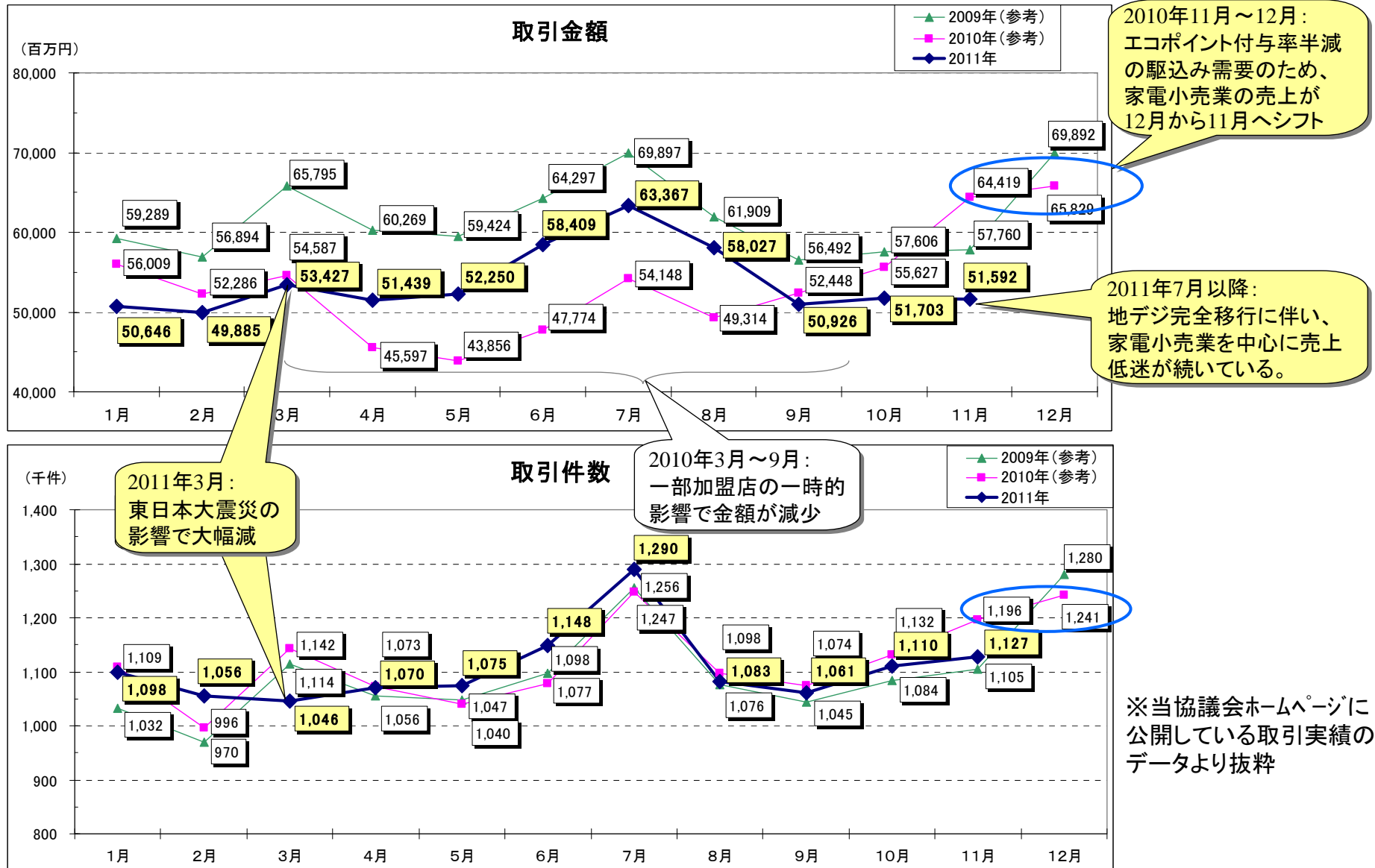
取引件数
の推移：



取引件数は堅調に推移し、
月間平均100万件を超える
状況にある。

J-Debit月別取引実績の推移

J-Debitの取引実績は、社会の環境変化や景気動向に加盟店の売上が影響され、敏感に変動する状況にあります。








公金納付に対応したJ-Debit納付方式の導入について

- J-Debit(デビットカード)は、2000年に全国サービスを開始して以来、一貫して、一般の加盟店を対象とした「債権譲渡方式」の法的枠組みにより構成されてきております。
- しかしながら、公法(地方自治法、国税法等)に係る「公金債権」は譲渡不能と一般に解されていることから、J-Debitの「債権譲渡方式」が「公金債権」に適用できないため、J-Debitの利用可能分野を地方公共団体等の各種公的機関等に広げる上で課題となっておりました。
- 一方、クレジットカードにおいては、「公金クレジット」として公金債権を譲渡しない立替払い方式に基づき公的機関への導入が進んでおります。
- J-Debitにおいても、従来の「債権譲渡方式」に代わる公金納付に対応した新しい法的枠組みを鋭意検討し、総務省様などの関係機関と調整してまいりました結果、公金債権を譲渡しない枠組みとして「J-Debit納付方式」を平成22年10月に導入いたしました。
- 同時に、「J-Debit納付方式」に基づき、地方公共団体を対象とした「公的加盟機関規約」を新規制定いたしました。
(現在の公的加盟機関規約では、公立病院などの地方公営企業が主たる適用対象という制約があります。)
- 2012年1月から兵庫県内の9公立病院が正式にJ-Debitを導入予定。

公金分野におけるJ-Debitと他の電子決済手段との補完関係

J-Debitは、地方公共団体の収納窓口端末または機関・団体職員が持参するモバイル決済端末として、Pay-easyやクレジットカードと補完しつつ、利用者に対してシームレスなキャッシュレス決済の環境を提供します。

利用方法 決済手段	公金収納窓口等に設置の端末	ATM	インターネット	月払い 自動引落し
 預貯金口座	 J-Debit納付 ①収納窓口の決済端末 (POS型、据置型等) ②自動精算機、キオスク端末 ③モバイル決済端末 (機関・団体職員が持参)	金融機関ATM コンビニATM等	 ペイジー PCオンラインバンキング モバイルバンキング	口座振替受付
クレジットカード	①収納窓口の決済端末 (POS型、据置型等) ②自動精算機、キオスク端末 ③モバイル決済端末 (担当者が持参)		公金クレジットの取扱いの範囲 インターネット決済	クレジット 自動引落受付



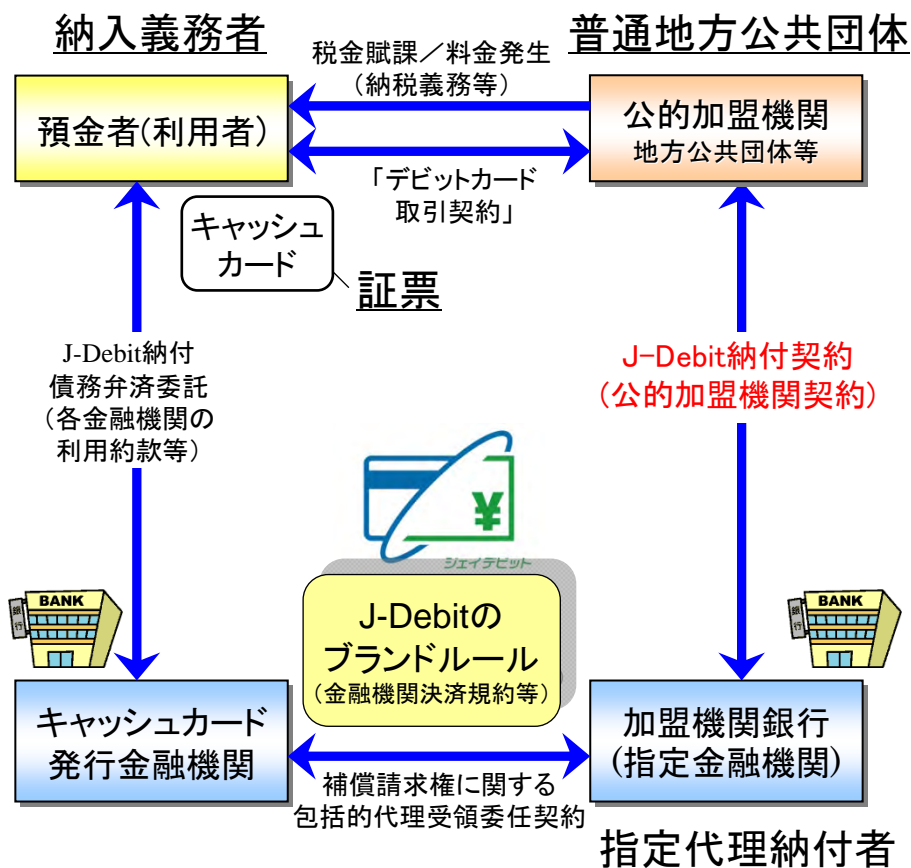
「J-Debit納付方式」と公金クレジット「立替払い方式」の位置付け

公金納付に対応する「J-Debit納付方式」は、公金債権を譲渡しない法的枠組みとして構成されています。

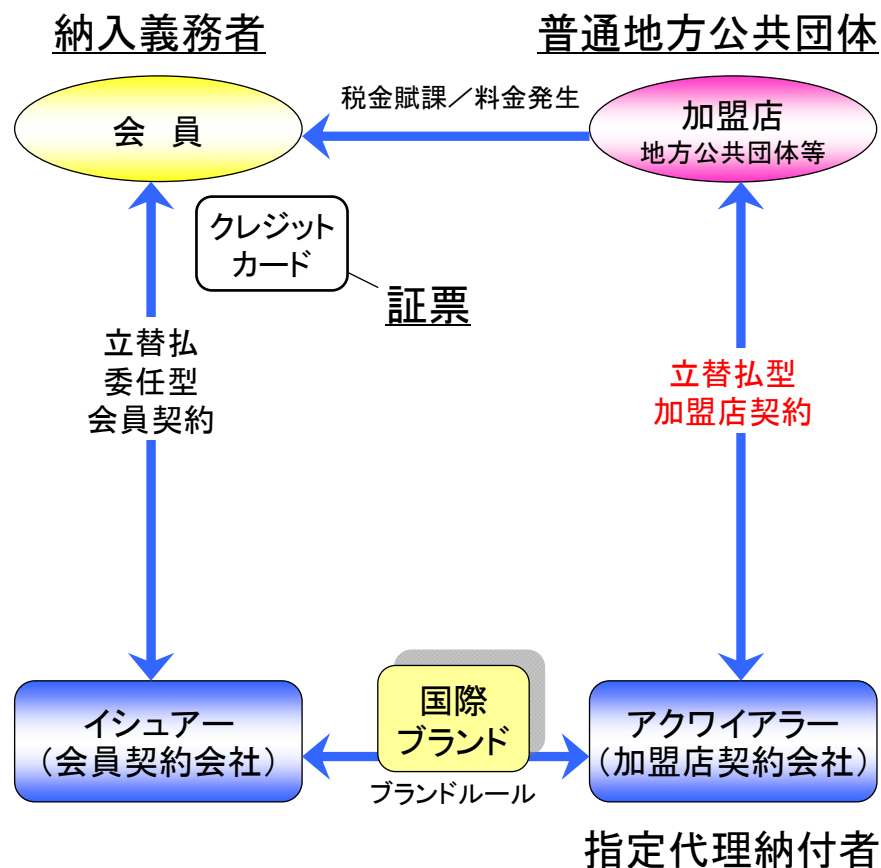
公金債権を譲渡しない「公金クレジット」の立替払い方式においては、四者の契約関係となっておりますが、J-Debit納付方式においても同等の四者の契約関係にて法的枠組みを構成しています。

地方自治法における両者の法的構成の関係を以下に示します。

● J-Debit納付方式の契約関係

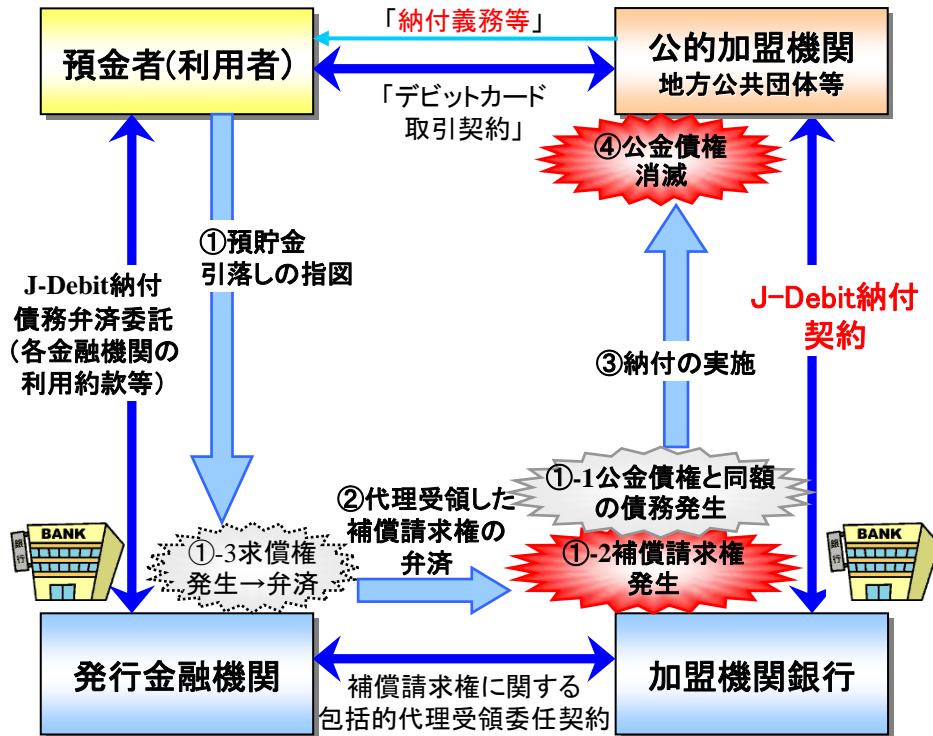


● 公金クレジットの契約関係(立替払い)



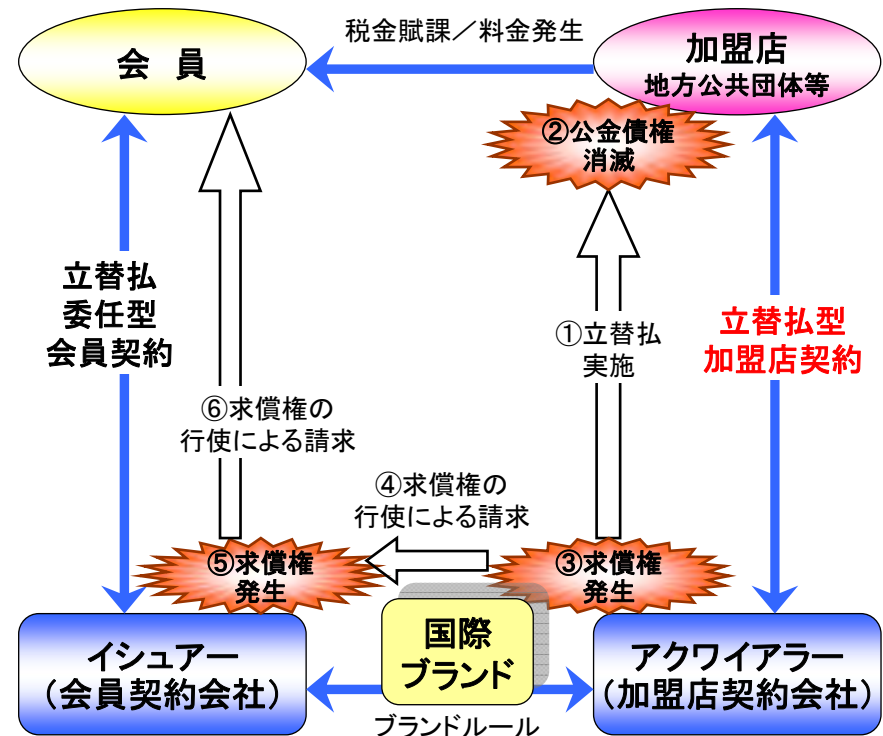
「J-Debit納付方式」と公金クレジット「立替払い方式」の法的構成

● J-Debit納付方式の契約関係



- ①J-Debitのオンライン取引において、預貯金引落しの指図により、利用者口座から代金(納付金)が引落される時に、以下の事象が同時並行的に起こります。
 - ①-1 加盟機関銀行は公的加盟機関に対して公金債権と同額の債務を負担する。
 - ①-2 加盟機関銀行は発行金融機関に対して当該負担金額に相当する補償請求権が発生する。
 - ①-3 発行金融機関は利用者に対して当該補償請求権の金額に相当する求償権を取得するが、利用者の預貯金口座からの引落しが完了した時点で、発行金融機関の求償債権が瞬時に弁済されます。
- ②J-Debitの資金決済(クリアリング処理等)により、発行金融機関が代理受領した補償請求権は加盟機関銀行へ弁済され、当該補償請求権は消滅します。
- ③加盟機関銀行が、当該銀行に有する公的加盟機関指定口座に入金(納付)した時点で当該公金債権が消滅します。

● 公金クレジットの契約関係(立替払い)※



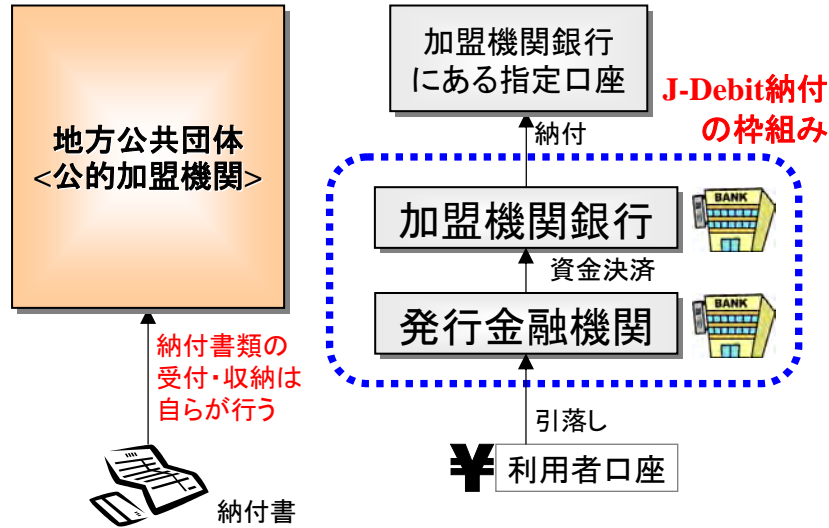
- ▶会員契約にて、会員より事前に立替払行為の委任を受けたイシューアーがアクワイアラーを介して立替払いを行うことにより、原債権である加盟店(地方公共団体)保有の債権は消滅(納付完了)する。
- ▶イシューアーはアクワイアラーを介して上記弁済行為により、求償権という新たな債権を会員に対して保有する為(当債権は私金債権)、当債権を行使することで会員に請求を行い回収を行うことが出来る。
- ▶求償権はイシューアー-会員間の民間債権であり、通常民間加盟店でのカード利用分と同様にイシューアーが債権回収を行うことが可能。

※出典：公金クレジット決済協議会「クレジットカード決済導入の手引き」

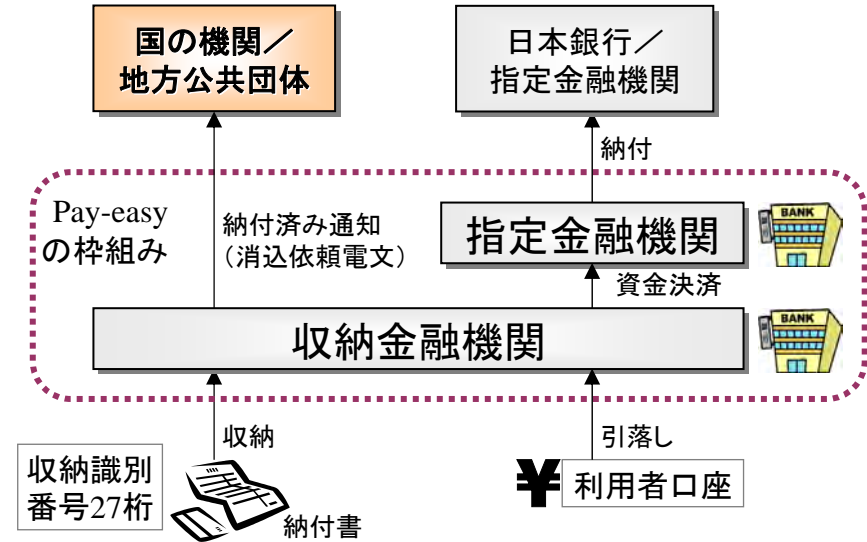
「J-Debit納付方式」と「公金収納」の違いについて

- ▶ 公金収納は、一般的に納付書類の収納(受理)と納付金の受領を同時に行うことを指します。
- ▶ J-Debit納付方式においては納付金の受領に関わる資金決済のみを行い、納付書類の収納(受理)は公的加盟機関自らが行います。

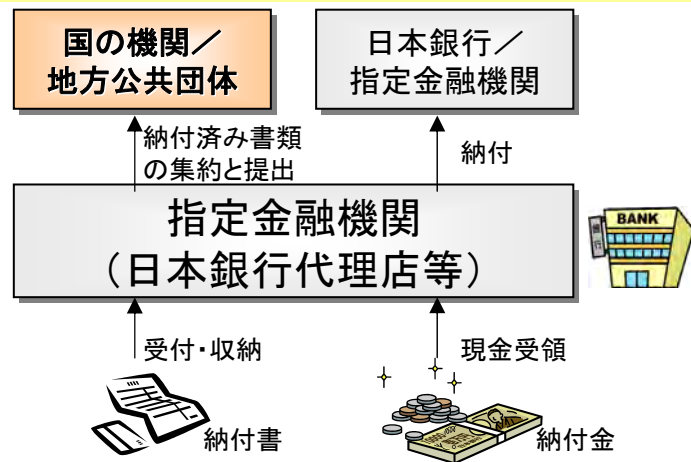
① J-Debit納付(地方公共団体向け)



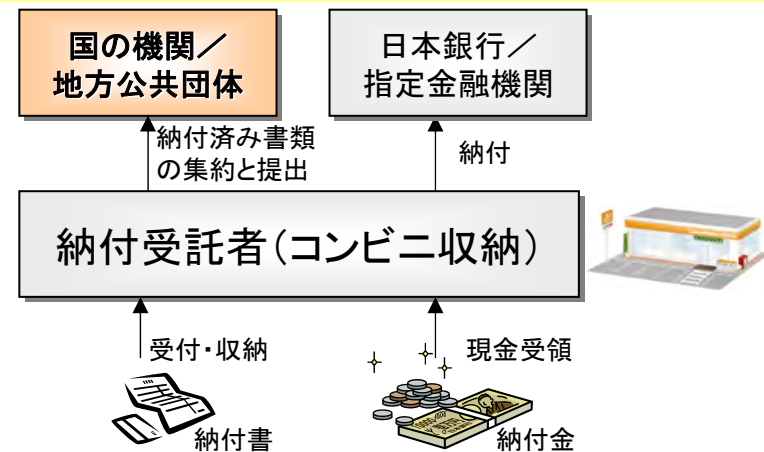
② マルチペイメントネットワーク(Pay-easy)による収納



③ 指定金融機関(日本銀行代理店)による収納



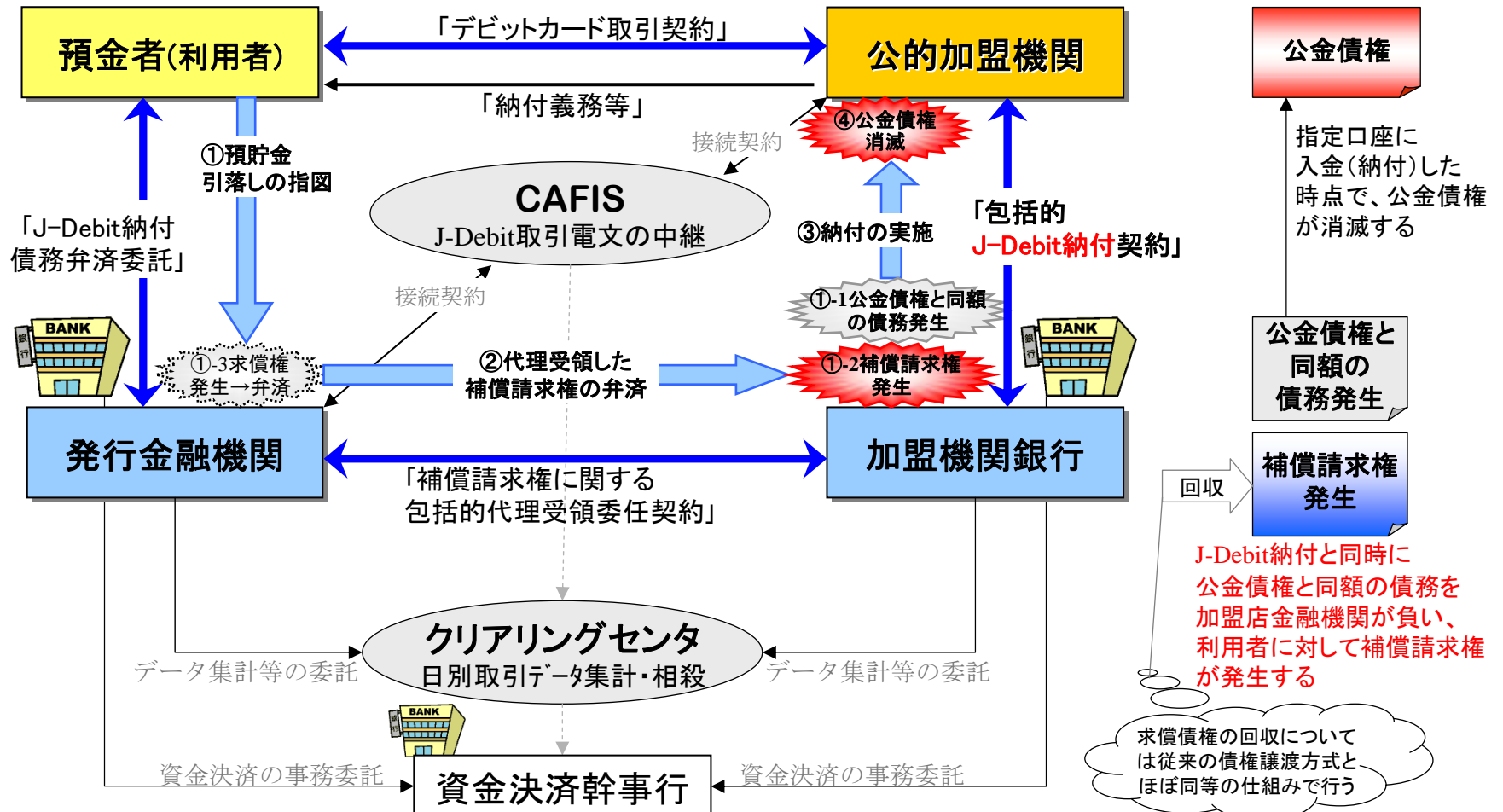
④ コンビニ収納業者による収納



J-Debit納付方式の法的枠組み(契約関係)

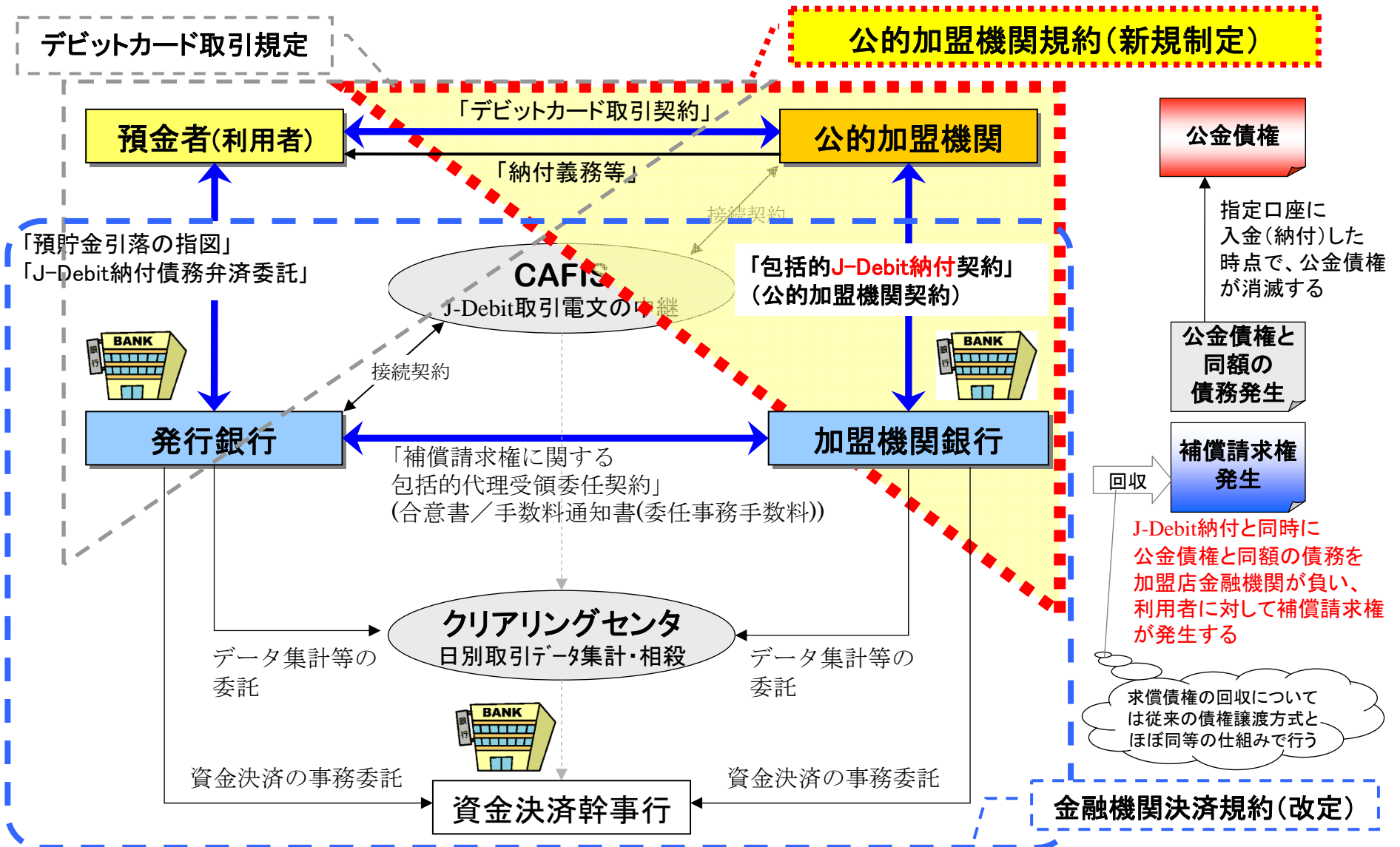
「J-Debit納付方式」は、公金債権を譲渡しない法的枠組みとして以下の流れにより公金納付を行う仕組みです。

- ① J-Debit納付(オンライン取引)においては、預貯金引落しの指図により、利用者口座から納付金が引落される時に、公金債権は譲渡されない代わりに、以下の事象が同時並行的に起こります。
 - ①-1 加盟機関銀行は公的加盟機関に対して公金債権と同額の債務を負担する。
 - ①-2 加盟機関銀行は発行金融機関に対して当該負担金額に相当する補償請求権が発生する。
 - ①-3 発行金融機関は利用者に対して当該補償請求権の金額に相当する求償権を取得するが、利用者の預貯金口座からの引落しが完了した時点で、発行金融機関の求償債権が瞬時に弁済されます。
- ② J-Debitの資金決済(クリアリング処理等)により、発行金融機関が代理受領した補償請求権は加盟機関銀行へ弁済され、当該補償請求権は消滅します。
- ③ 加盟機関銀行が、当該銀行に有する公的加盟機関指定口座に入金(納付)した時点で当該公金債権が消滅します。



J-Debit納付方式の法的枠組み(規約関係)

J-Debit納付における公的加盟機関、加盟機関銀行、発行金融機関加盟店及び預金者(利用者)の4者間の法的枠組みについては、「公的加盟機関規約」(新規制定)、「金融機関決済規約」及び「デビットカード取引規定」により構成されます。



J-Debit納付方式による決済の時系列フロー(例)

地方公共団体(地方自治体及び地方公営企業)での利用を仮定し、J-Debit納付方式による時系列的な処理、決済の流れの例を以下に示します。

口座から引落しがあった時点より、納付があったものとして効果が発生

指定代理納付者(加盟機関銀行)が指定する日までに当該歳入を納付した場合は、承認(J-Debitで引落)があった時に当該歳入の納付がされたものとみなす。
(地方自治法第231条の2の解釈)

